

令和4年4月26日に開催した全員協議会における坂内淳議員の質問に対する補足説明資料

【坂内淳議員からの質問要旨】

- 資料3-2「令和3年度 市政情報の公開請求内容及び処理状況について 令和3年4月～9月及び10月（請求書送付分）」のP.12 処理番号59※₁において、街づくり事業課の公開内容が「①ボーリング調査範囲の拡充に関する陳情について「趣旨採択」の議決を受けての声明文」について」として示されている。

※₁【参考】 市政情報公開請求件名（請求年月日，決定年月日）

「調布市（街づくり事業課に限定されない都市整備部，環境部，総合防災安全課）が保有する東京外環道事業に関する文書，写真，Eメール等で2021年8月13日～8月26日の期間に調布市が作成したり，外部から入手したり外部へ提供した情報一式（電子データを含む）」（令和3年8月26日，9月3日）

- 一方，資料5-4「外環事業における令和2年度以降の市民（個人・団体）からの問合せ，相談及び要望等」では，P.2の資料No49及び50が資料3-2の処理番号59の情報公開請求時の対象期間内にある文書であるが，No50は一部公開決定されていることに対して，No49が公開対象となっていない理由の説明を求める。

【市としての回答（現在の対応状況）】

- 令和3年8月26日付の市政情報公開請求に対して，同年9月3日付で一部公開決定をしている。
- 具体的には，資料3-2のP.12，処理番号59に記載のとおり，「ボーリング調査範囲の拡充に関する陳情について「趣旨採択」の決議を受けての声明文」について，個人情報を除き一部公開決定をしている。
- 一方，請求者から，過去から現在に至るまで複数年に渡り継続して，ほぼ同一の件名で市政情報公開請求が行われてきた中で「請求する市政情報の件名又は内容」について，対象文書の特定をするために，請求者に確認してきた経過がある。この確認の中で，請求者との間では，「請求する市政情報の件名又は内容」は「東京外かく環状道路事業の三事業者や他自治体等のやり取りに関するものであり，個人からの意見等については除く」ことを請求者と確認しているため，当該請求における対象文書としていない。
そのため，市民電話対応議事メモである資料5-4のNo49は，情報公開請求において対象文書としていない。